

令和7年度

被災宅地危険度判定士 養成講習会

【判定マニュアル】

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

1

『マニュアル』とは・ ・ ・ ・

■ 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル

判定マ－○

『手引き』とは・ ・ ・ ・

■ 擁壁・のり面等被害状況調査危険度判定票作成の手引き

手引き－○

■ 参考資料

変状項目及び変状による「大・中・小」の区分

参考－○

2

被災宅地危険度判定関係

|ダウンロード <http://www.hisaitakuchi.jp/download.html>

被災宅地危険度判定関係

- ・被災宅地危険度判定実施要綱
- ・被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(PDF版)
- ・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(PDF版)
- ・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(参考資料)(PDF版)
- ・擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き(PDF版)
- ・調査票(WORD版)
- ・判定ステッカー(WORD版)
- ・判定調整員業務マニュアル(PDF版)
- ・実施本部マニュアル(PDF版)
- ・資料1～5(PDF版)
- ・関係様式集(WORD版)
- ・被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則

3

『被災宅地危険度判定連絡協議会』 <http://www.hisaitakuchi.jp/>

被災宅地危険度判定連絡協議会

HOME



被災宅地危険度判定制度 被災宅地事例 ダウンロード 掲示板 Q & A 各都道府県等お問い合わせ・その他情報

| 被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定連絡協議会とは

平成7年1月の阪神・淡路大震災での宅地災害を教訓として被災宅地危険度判定活動をより円滑かつ適切に実施するために、都道府県、政令指定都市等を会員として平成9年5月に創設された協議会です。
本協議会では、大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定するために、判定方法の改善や会員相互の支援に関する調整、判定における実施体制の整備などを推進しています。

被災宅地の危険度判定制度とは

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。



4

『被災宅地危険度判定連絡協議会』のパンフレット

被災宅地危険度判定を行っています

被災宅地の危険度判定制度

災害発生後が経過するにつれて大規模な地震または大規模な火災によって、宅地の基礎部分が損壊し、倒壊の危険性が高まる。被害を受けた被災宅地の危険度を調査し、被害の発生状況を把握し、危険性の程度に応じて、宅地の危険性を判定・防止し、被害の発生を防止することを目的としています。

被災宅地危険度判定とは・・・

被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」）は、被災した宅地が倒壊の危険性に基づき、宅地の危険性を判定し、被害の発生状況を把握し、危険性の程度に応じて、宅地の危険性を判定・防止し、被害の発生を防止することを目的としています。

判定の概要

宅地判定士は、被災した宅地（以下、「宅地」）について、調査員が被災した宅地の危険性を判定し、被害の発生状況を把握し、危険性の程度に応じて、宅地の危険性を判定・防止し、被害の発生を防止することを目的としています。



判定結果の表示

被災宅地の危険度判定の結果は、下記のとおり、危険度の判定結果に基づき、宅地の危険性を判定・防止し、被害の発生を防止することを目的としています。



注意

※ 本判定結果は、あくまで被災後に実施される宅地の危険度に関する暫定的な調査であるため、「防災証明」のための調査ではありません。

問 合 先

〇〇県 〇〇市 〇〇局 〇〇課
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

これまでの被災宅地危険度判定実施状況

地震名	発生日	最大震度	被災宅地危険度判定結果			
			調査件数	危険(赤)	要注意(黄)	赤+黄
兵庫県南部地震	H7.1.17	震度7	※			1,874
鳥取県西部地震	H12.10.6	震度6強	396	139	155	294
新潟県中越地震	H16.10.23	震度7	3,759	627	491	1,118
福岡県西方沖地震	H17.3.20	震度6弱	454	183	168	351
新潟県中越沖地震	H19.7.16	震度6強	2,082	419	307	726
岩手・宮城内陸地震	H20.6.14	震度6強	378	39	59	98
東日本大地震	H23.3.11	震度7	6,456	1,450	2,142	3,592
長野県北部地震	H26.11.22	震度6弱	966	55	122	177
熊本地震	H28.4.14 H28.4.16	震度7 震度7	20,022	2,760	2,028	4,788
鳥取県中部地震	H28.10.1	震度6弱	4,898	228	389	617
島根県西部を震源とする地震	H30.4.9	震度5強	225	44	76	120
大阪府北部を震源とする地震	H30.6.18	震度6弱	66	30	28	58
北海道胆振東部地震	H30.9.3	震度7	113	24	35	59
山形県沖を震源とする地震	R1.6.18	震度6強	19	2	14	16

令和6年1月1日
能登半島地震
(震度7)

※ 兵庫県南部地震時の数字は住宅・都市整備公団(当時)により調査を実施した宅地被害箇所数

被災宅地危険度判定の活動



(a)平成16年新潟県中越地震



(b)平成19年新潟県中越沖地震



(c)平成20年宮城・岩手内陸地震



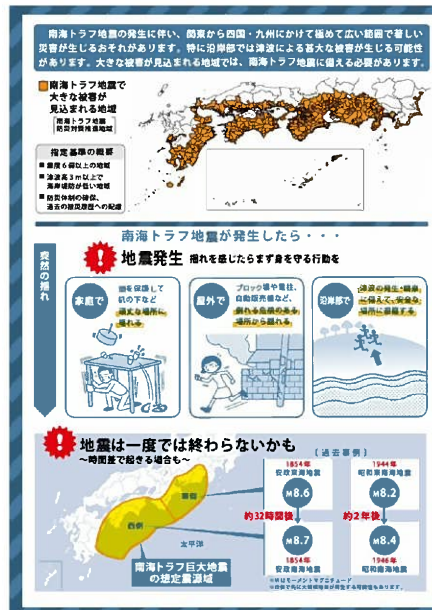
(d)平成23年長野県北部地震

2011年(H23) 東日本大震災 仙台市折立地区



(1)リーフレット「南海トラフ地震 ―その時の備え―」
<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/leaflet.pdf>

(2)マンガ冊子「南海トラフ地震 その日が来たら...」
東側編(閲覧用) <https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>



■リーフレット「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 ―事前の備え―」
https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/chishima_leaflets.pdf



- Part I : 基本事項編
- Part II : 調査票の共通事項編
- Part III : 宅地擁壁の調査票
- Part IV : 宅地・のり面の調査票
- Part V : その他

11

1.1 目的

判定マ-1

本マニュアルは、市区町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の**地震又は降雨等**（以下「大地震等」という。）により多くの宅地が広範囲に被災した場合に実施される**被害状況調査及び危険度判定**に関する標準的な手法を定めることにより、**避難等による二次災害の軽減・防止**に資することを目的とする。



● 行政のセカンドアクション ●

12

2.1 調査構成

判定マ-4

- ・ 調査班は、被災宅地危険度判定士を含む、3～4人体制（判定士2名以上、残りは補助員）
- ・ 調査ルート・分担、交通手段等の選定、必要に応じ見直し
- ・ 連絡体制（携帯電話・簡易無線）

13

2.3 調査票の簡易記録

判定マ-5

■調査の準備

『簡易記録』は、変状が確認されていない擁壁と宅地地盤及び宅地のり面の調査の際に、迅速化かつ効率的な被災宅地危険度判定の判定活動を実現するために実施本部の指示のもとで、調査票の記録の一部を省略することができる。

簡易記録は、以下の内容が省略することができる。

- ① 被害なしであること、及び簡易記録の採用について調査票に明記する。
- ② 被災状況図を省略する。
- ③ 基礎点0点、変状点0点とする。
- ④ 被害の判定値は0点となり、危険度判定は無被害と判定される。
- ⑤ 所見の記入も省略できるものとする。

<被災状況図>

応急措置 ☐済 ☐未了
☒被災無 ☒簡易記録

14

2.5 調査の実施

判定マー8

擁壁・のり面等の被災状況調査を行い、**被害の範囲及び被害概況等**を1/1,000程度の平面図(白図)と**調査票に記入**する。

(1) 擁壁の被害状況調査

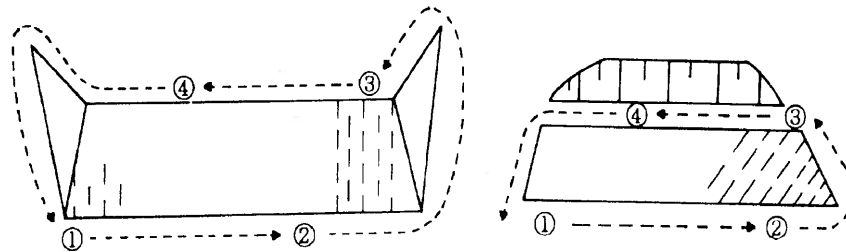


図2-1 擁壁の被害状況調査経路

15

2.5 調査の実施

(2) のり面の被害状況調査

判定マー9

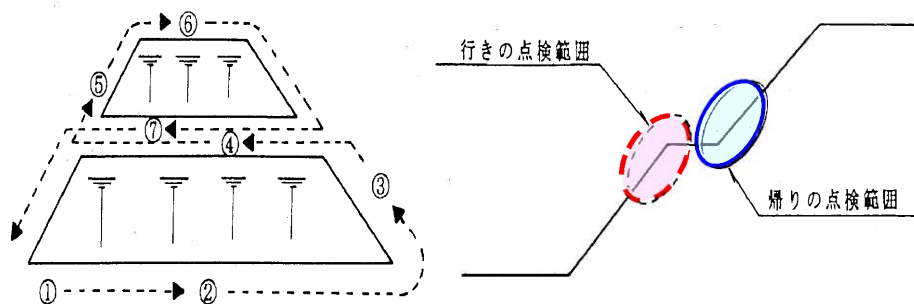


図2-2 のり面の被害状況調査経路

16

2.5調査の実施

判定マー9

(3)排水施設の被害状況調査

①擁壁の排水施設

A) 表面排水工の被害状況

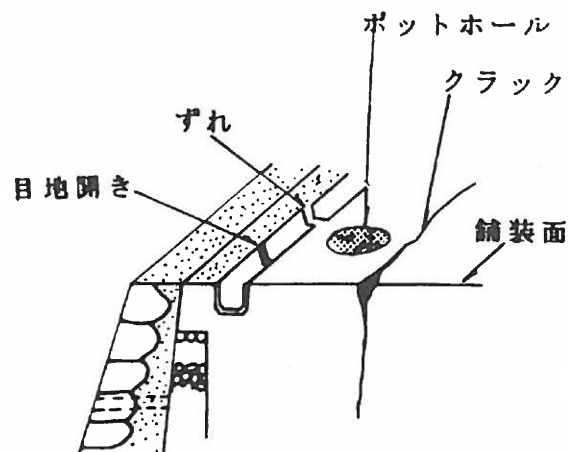


図2-3 表面排水施設の被害状況例

17

2.5調査の実施

判定マー10

(3)排水施設の被害状況調査

①擁壁の排水施設

b) 背面排水工の変状

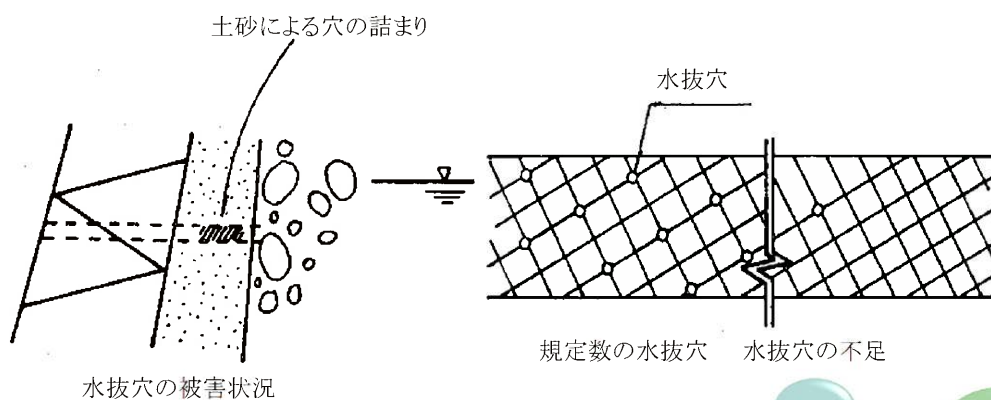


図2-4 水抜穴の被害状況例

18

2.5調査の実施

判定マー10

(3)排水施設の被害状況調査

②のり面の排水施設

a) 表面排水工

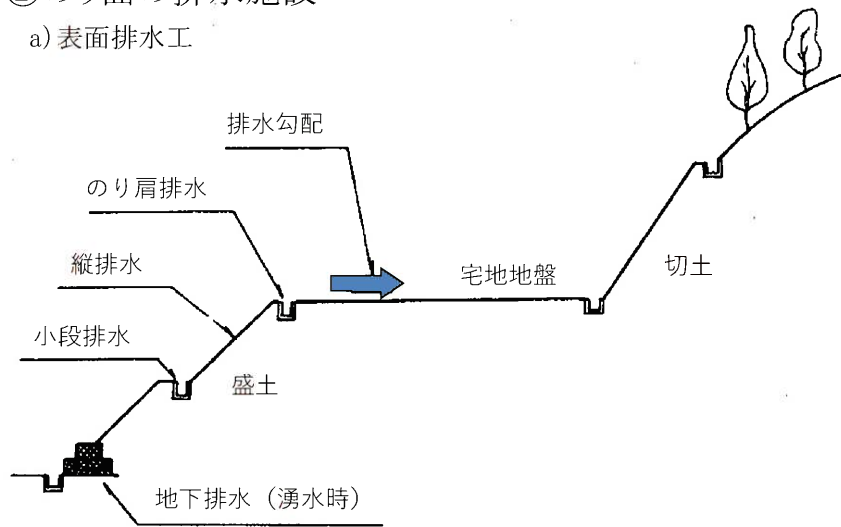


図2-5 表面排水工(模式図)

19

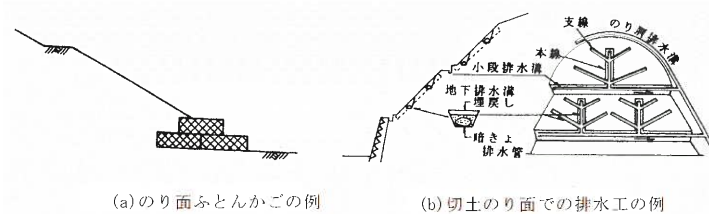
2.5 調査の実施

判定マー11

(3)排水施設の被害状況調査

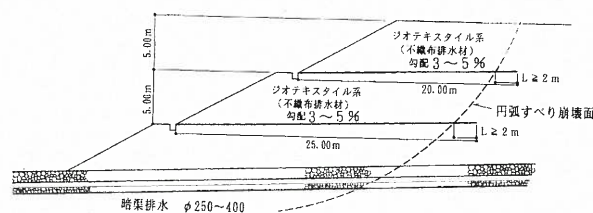
②のり面の排水施設

b) 地下排水工



(a) のり面ふとんかごの例

(b) 切土のり面での排水工の例



(c) 盛土における深層排水層の例

図2-6 のり面排水工の例

20

2.5 調査の実施

判定マ-12

(4)被災写真の撮影要領

表2-2 調査における被災写真撮影要領

1. 被写体に関する記事の写し込み(ホワイトボード等への書き込み)
 - 必須 : 災害名称、整理番号、撮影年月日・時間、被災地住所
3. 撮影範囲等
全景写真と局部写真を各1枚以上
4. 撮影に当たっての留意事項等
 - 全景写真 : 被災の区間や全貌
 - 局部写真 : 被災の程度が分かるように
6. 写真の整理
写真は、平面図、調査票と対比できるように整理する
写真データは必ずJPEG形式にて保存する

21

Part II： 判定票の共通事項編

- 判定票の原則
- 記入欄
- 記入方法

22

(様式-1)擁壁被寄伏調査・危険度判定票

調 査 票		調査日(月) 年 月 日		調査場所	
報告受理箇所		新道番地		市郡 区町村 号	
		地区・団地		丁目 番 号	
所有者・管理者氏名		記入者氏名		TEL:	
所有者・管理者の連絡先 TEL:		居住者への説明		☐ 話 ☐ 来 ☐ 留守 ☐ 留守時不在 ☐ 老人施設住宅	
＜被 災 状 況 図＞					
1.クラック	2.水平移動	3-1.不同位	3-2.足場の崩壊	4.ハズレ	5-1.傾斜
6.倒伏・転倒等の状況	7.基礎の露出	8.電線・ガス管等の被害	9.排水設備の被害	10.雨水溜りの発生	使用・修繕との対応履歴(有無)
					・重要施設等：○ ・一般施設等：△ ・重要施設等：×
劣損状況等を写真撮影し、被災状況図に添付することができます。 ただし、調査箇所が分かるよう特定位置を付し明記し、保管が無いことが確認できない写真を撮影する。					
〔平面図〕			〔断面図〕		
被災写真の有無 ☐ 無 ☐ 有一写真番号 []					
特記事項					

[illegible]

(様式-2)宅地地盤／のり面・自然斜面被害状況調査・危険度判定票

調 査 場 所		調査日時		年	月	日	時	調査者名	
		所在地又は隣町(区)名							
新 潟 県 宇 部 市		郡 島 根 郡		市 部		区 南 村		番 号	
所有主、管理主氏名		地区名		TEL:					
所有主、管理者の 原 籍 地 TEL:		居住者への 説 明		☐ 済 ☐ 未了		☐ 居住者不在 ☐ 老人施設に宅			
＜ 破 壊 状 況 (H) ＞						△急傾斜 ☐ 路 ☐ 未了 ☐ 被災無 ☐ 被災記録			
宅 地 概 観						の り 面 ・ 自 然 斜 面			
1. 土砂割	2. 陥没	3. 沈下	4. 隆起	5. 隆起	6. 土割	7. 土割	8. 土割	9. 土割	10. 土割
5. のり面保護工事概					6. 排水施設の概				
①宅地崩壊・宅地のり面で落石・転石を伴う場合は、接収後既述は省略することができる。 ただし、画内備考が分かるよう特定箇所を宅地地図上に記載し、補充が 無いことが確認できる事項のみを記す。									

[illegible]

[illegible]

2判定票の記入

[illegible]

基本事項

被災状況図
(被災項目)

被災状況図
(平面図、断面図)

特記事項

2 判定票の記入例

(様式-1) 擁壁被害状況調査・危険度判定票

手引き-22,30

調 査 票		調査日時	令和〇年 〇月 〇日 14 時		調査番号	A-2
		地震名又は降雨災害名	〇〇沖地震			
被害発生場所	東京(都)道府県		市郡		〇〇(区)町村	
	地区団地		〇〇町	1丁目	2番	3号
所有者・管理者氏名	判定太一	記入者氏名	調査太郎 TEL: 0987-65-4321			
所有者・管理者の連絡先	携帯電話 TEL: 090-1234-5678	居住者への説明	☒ 済 ☐ 未了 ☐ 居住者不在 ☐ 老人独居住宅			
<被災状況図>					応急措置 ☐ 済 ☒ 未了 ☐ 被災無 ☐ 簡易記録	

- ・調査日時 本日 14時
- ・地震名 〇〇沖地震
- ・調査番号 被災場所 - 整理番号 - 被災発生箇所
- ・被災発生箇所 東京都 〇〇区 〇〇町 1丁目 2番 3号
- ・所有者氏名 判定太一
- ・所有者連絡先 携帯電話 090-1234-5678

27

被災状況図のチェック

手引き-22,30

(様式-1) 擁壁被害状況調査・危険度判定票

調査票		調査日時	令和〇年 〇月 〇日 〇時 〇分 〇秒	調査番号	A-2
被災発生場所		〇〇(区)町村 〇〇(区)町村 〇〇(区)町村			
所有者・管理者氏名		判定太一 TEL: 0987-65-4321			
所有者・管理者の連絡先		携帯電話 TEL: 090-1234-5678			
居住者への説明		☒ 済 ☐ 未了 ☐ 居住者不在 ☐ 老人独居住宅			
<被災状況図>					
1.クラック 2.土すげ 3.1.不同沈下 4.2.1.地盤の崩壊 5.2.1.地盤の崩壊 6.2.1.地盤の崩壊 7.2.1.地盤の崩壊 8.2.1.地盤の崩壊 9.2.1.地盤の崩壊 10.2.1.地盤の崩壊 応急措置 応急措置 応急措置 応急措置 応急措置 応急措置 応急措置 応急措置 応急措置					
※簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。 ただし、調査結果が分かるよう判定結果を付し地図上に記載し、被災が大きいことが確認できる場合は写真を撮影する。					
〔平面図〕 〔断面図〕					
被災写真の枚数 〇枚 (行一写真番号) A-2 (1~8)					
重要が崩壊に陥っているのを増し被害が深刻であると判断し、被害が及ぶ危険性がある。また、ハザードの通行により、歩行者、車に支障が生じるため非常に危険である。					

28

2 被災状況図の記入例(無被害)

手引きー22,30

(7)被災状況図

①被災項目

並んでいる図(1～11)から該当するものを○で囲む(複数可)。

<被災状況図>									
☒ 応急措置 ☒ 被災無 ☐ 済 ☐ 未了 ☒ 簡易記録									
1.クラック	2.水平移動	3-1.不同沈下	3-2.目地の開き	4.ハラミ	5-1.傾斜	5-2.倒壊	6.擁壁の折損	7.崩壊	
8.掘出し床版付擁壁の支柱の損傷	9.基礎及び基礎地盤の被害	10.排水施設の変状	建物・道路との位置関係(基礎点)						

※簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

29

被災状況の記入例

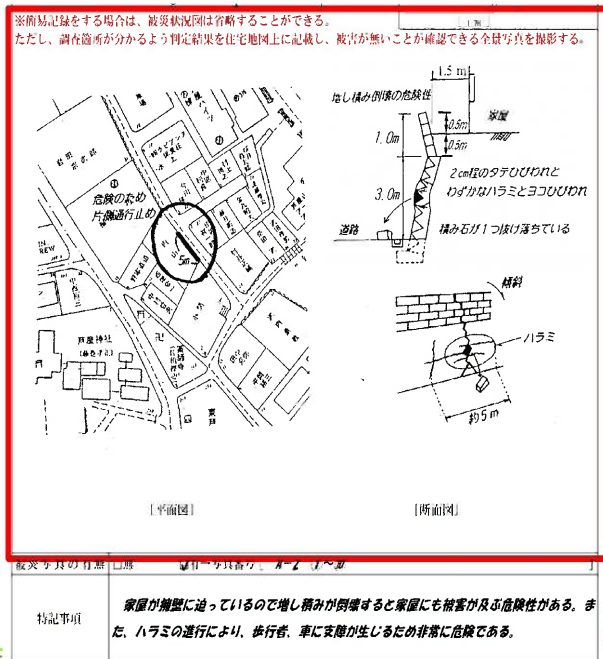
手引きー22

<被災状況図>									
☒ 応急措置 ☒ 被災無 ☐ 済 ☐ 未了 ☒ 簡易記録									
1.クラック	2.水平移動	3-1.不同沈下	3-2.目地の開き	4.ハラミ	5-1.傾斜	5-2.倒壊	6.擁壁の折損	7.崩壊	
8.掘出し床版付擁壁の支柱の損傷	9.基礎及び基礎地盤の被害	10.排水施設の変状	建物・道路との位置関係(基礎点)						

※簡易記録をする場合は、被災状況図は省略することができる。
ただし、調査箇所が分かるよう判定結果を住宅地図上に記載し、被害が無いことが確認できる全景写真を撮影する。

30

2 被災状況図の記入



2 被災状況図の記入(平面図)

手引き-22

① 平面図

- 住宅地図及び地形図から被災現場周辺を切り抜き、被災現場を○で囲み、貼り付ける。
- 手書きの場合も、周辺の状況が分かるように(道筋や目印になる建物等)書くこと。
- 被災状況を記入する。



2 被災状況図の記入(断面図)

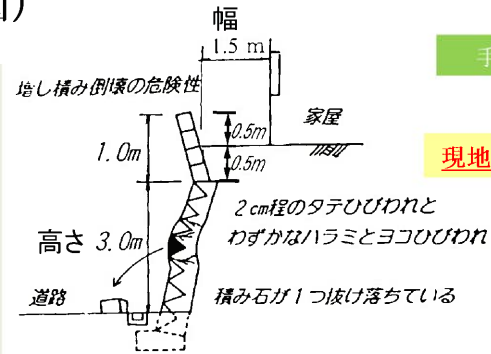
手引き-22

②断面図

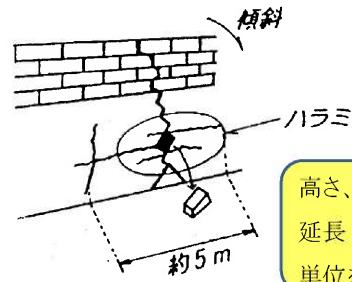
- ・高さ、幅・長さ等被災範囲が分かるように又、被災状況を書く。
- ・擁壁上下の家屋までの最短距離を必ず記入する。

- ・家屋については、用途(住宅、非住宅等)・構造(木造、RC造、プレハブ、鉄骨等)・階数がわかる様記入する。

- ・断面図だけでなく、正面図や立体図も必要に応じて書き入れる。
- また、被害状況の説明も記入する。



現地でスケッチ



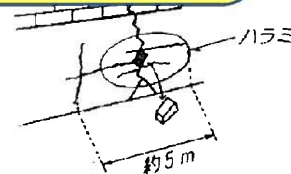
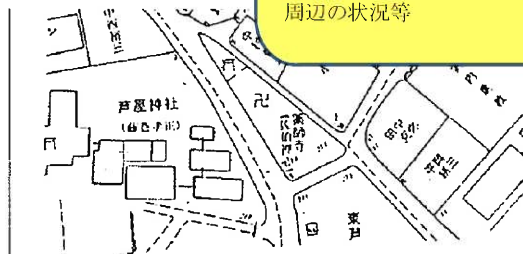
高さ、幅の規模を記入。
延長(奥行き)も記入する。
単位をしっかりと書く。

33

3 特記事項の記入

手引き-22

- ・今後予想される危険性
- ・応急措置がとられている場合はその内容
- ・応急措置がとられていない場合は取るべき措置
- ・住民の方にアドバイスした事項 相手方氏名電話番号・被災宅地の周辺の状況等



〔平面図〕

〔断面図〕

被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有 写真番号 [A-1 (1)~(10)]
特記事項	家屋が擁壁に迫っているので増し積みが倒壊すると家屋にも被害が及ぶ危険性がある。また、ハラミの進行により、歩行者、車に支障が生じるため非常に危険である。

34

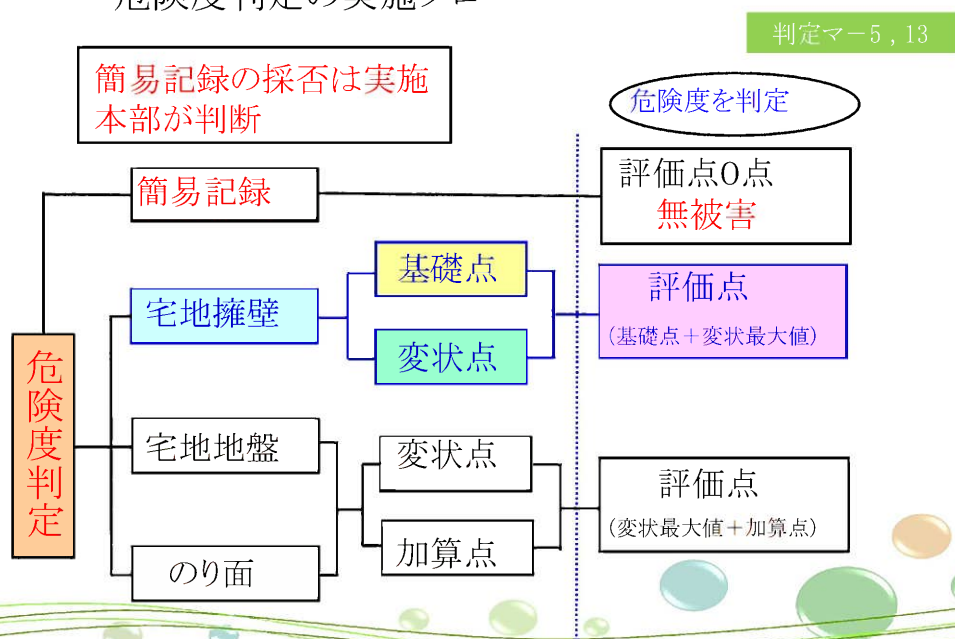
PartⅢ:宅地擁壁の調査票

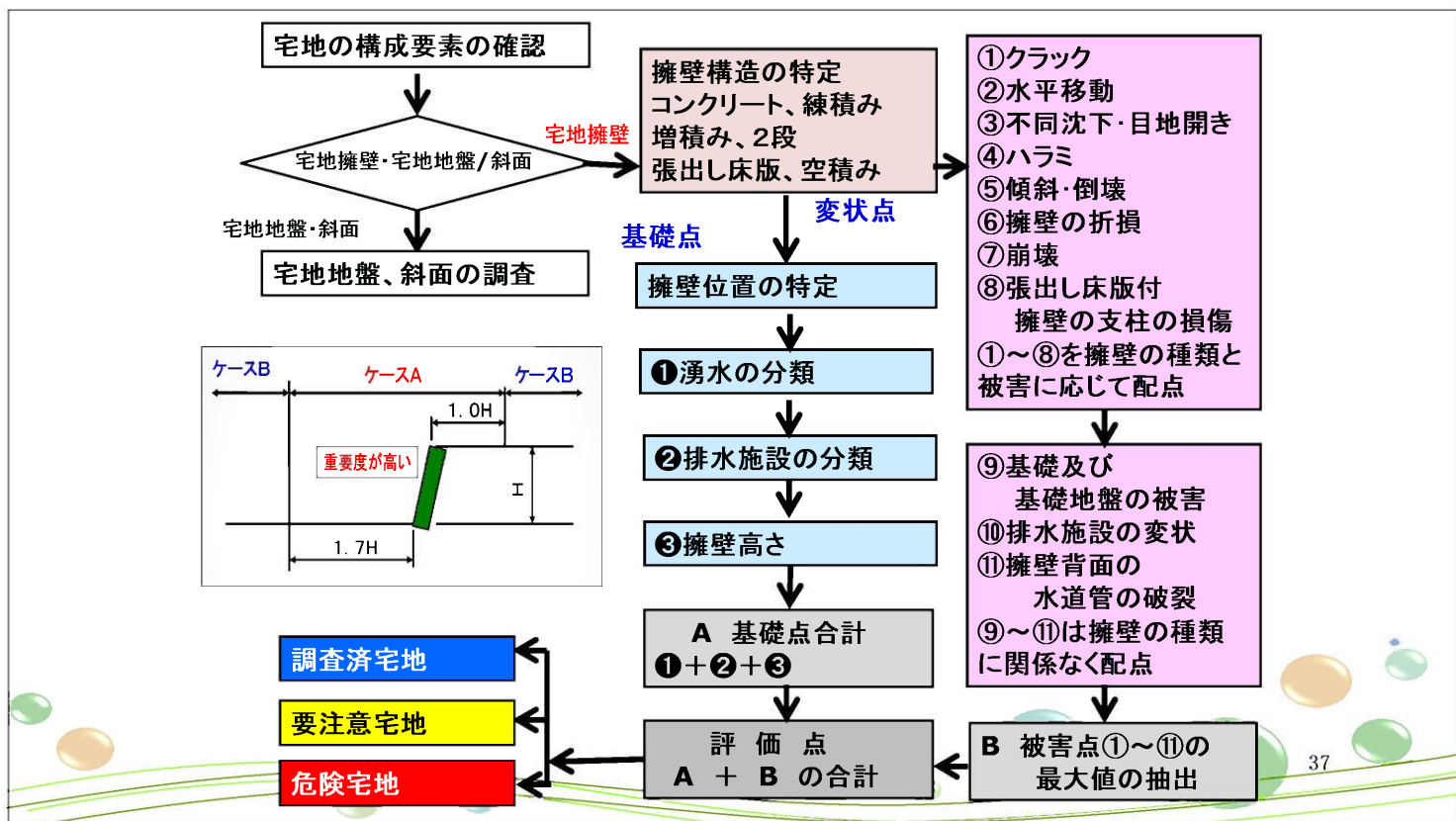
- ・擁壁の調査全般
- ・適用
- ・調査の内容、準備、実施



H21中国・九州北部豪雨の擁壁群の崩壊

危険度判定の実施フロー





宅地擁壁の危険度判定手順

(様式-1) 宅地擁壁

手引き-14,15

項目	内容	配点
1. 擁壁の種類	コンクリート、練積み、増積み、2段、張出し床版、空積み	10
2. 擁壁の高さ	1.0H, 1.7H	10
3. 擁壁の位置関係	基礎点、変状点	10
4. 湧水の分類	①湧水の分類	10
5. 排水施設の種類	②排水施設の種類	10
6. 擁壁高さ	③擁壁高さ	10
7. 基礎点合計	A 基礎点合計 ①+②+③	30
8. 評価点	評価点 A + B の合計	30
9. 被害点①～⑪の最大値の抽出	B 被害点①～⑪の最大値の抽出	30
10. 危険度判定	危険度判定	30
11. 危険度の判定	危険度の判定	30

擁壁の基礎的条件

擁壁の種類・高さ・勾配等を記入

基礎点

擁壁の位置関係と基礎点項目の配点

変状程度の判定と変状点の配点

変状程度(大・中・小)を判定

変状のチェックは複数記載が可

変状点の最大値を抽出する

危険度の配点と危険度の判定

宅地擁壁の被害の評価

点数 判定区分

判定(※要約)

判定マー16

0点	無	防災上問題なし	
4.5点 未満	小	小さな傷害は補修、雨水侵入を防止すれば、当面の危険性は少ない	調査済宅地
4.5点 ～8.5 点未満	中	変状は顕著、経過観察及び継続的に点検、必要に応じ勧告、改善命令、防災工事の必要性の要検討	要注意宅地
8.5点 以上	大	変状が特に顕著で危険、早急に勧告、改善命令、防災工事の実施	危険宅地

39

擁壁の基礎的条件

手引きー15,23

擁壁の基礎的条件	擁壁の種類	☐ 逆T型 ☐ 重力式	☒ 増積み擁壁	増積部分	化粧ブロック	]
		☐ もたれ式 ☐ その他		擁壁部分	間知石練石	]
	☐ コンクリート系擁壁	☐ 場留丁	☐ プレキャスト	全擁壁高	3.5 m 増設高	0.5 m
		☐ 間地石 ☐ コンクリートブロック	☐ 二段擁壁	上部		]
	☐ 練石積擁壁	☐ その他		下部		]
		☐ 空石積擁壁	☐ 張出し擁壁	上部高	m ; 下部高	m
	擁壁の設置条件	☐ 切土・盛土境 ☐ 軟弱地盤上 ☐ 他	☒ 不明			
		擁壁の勾配	度又は (1 :)			

①擁壁の種類

コンクリート造、練石積、空石積、増積み、二段擁壁、張出し擁壁

②擁壁の設置条件

切盛境に位置しているか、軟弱地盤上にあるかをチェックし、不明の場合はその旨をチェック

③擁壁の勾配

勾配定規(スラントルール)を使用

擁壁の種類

判定マー 18

表3-5 石積擁壁の種類と概要

	練石積	雑割石積（ガンタ積）	間知ブロック積
① 練石積			
	モルタルやコンクリートを接着剤や固定材に用いて、石又はコンクリートブロックを積み上げた擁壁で、ガンタ積みや間知ブロック積みなど古い擁壁も見られる		
	玉石積み	大谷石積み	
⑥ 空石積			
	一般に施工時期が古く、石の表面が風化していることが多い。クラックや抜け石がみられることもある。		

41

擁壁の種類

判定マー 19

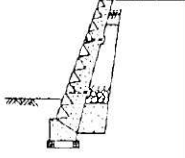
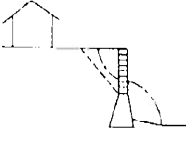
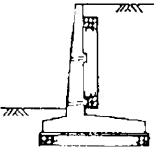
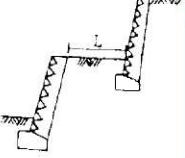
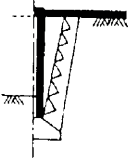
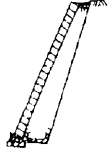
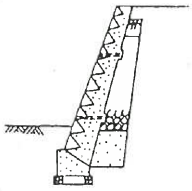
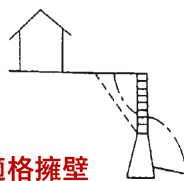
① 練積み造擁壁		② 増積み擁壁		③ コンクリート擁壁（プレキャストを含む）	
④ 二段擁壁		⑤ 張出し床版付擁壁		⑥ 空石積擁壁	

図3-2 擁壁の種類

42

(2) 擁壁の種類

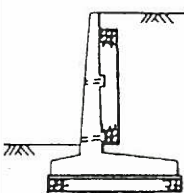
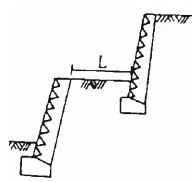
判定マー18

擁壁の種類	模式図	写真例
①練石積		
②増積み 既存不適格擁壁		

43

(2) 擁壁の種類

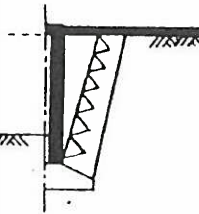
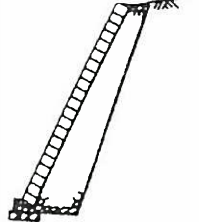
判定マー19

擁壁の種類	模式図	写真例
③コンクリート系 (プレキャストを含む)		
④二段 既存不適格擁壁		

44

(2) 擁壁の種類

判定マ - 19

擁壁の種類	模式図	写真例
⑤ 張出し床付 張床付	 既存不適格擁壁	
⑥ 空石積み 空石積み	 既存不適格擁壁	

45

図3-1に示す建物、道路との位置関係に関して、湧水・排水施設等・擁壁高さのそれぞれの点数を表3-2のA、Bのケースごとに加点したものを基礎点数とする。ただし、簡易記録の場合は採点しなくてもよい。

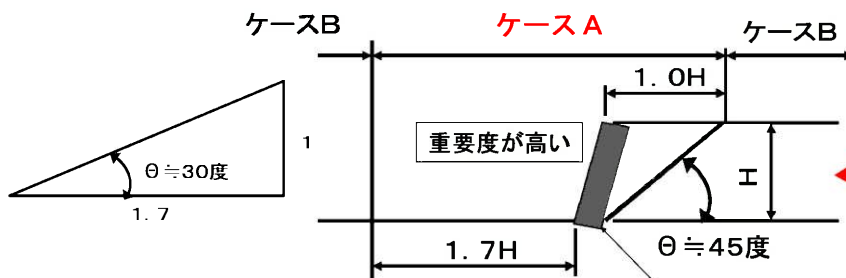


図3-1 建物、道路との位置関係

表3-2 建物、道路との位置関係

ケース	条 件
A	影響範囲に建物または道路が存在する
B	影響範囲に建物または道路が存在しない

[illegible]

46

擁壁の基礎点

ケースA

ケースB

手引き-15,23

基礎点			影響範囲に(建物または道路があるA)	影響範囲に(建物または道路がないB)	基礎点計 ①+②+③
①湧水	乾燥		0	0	0.4
	湿潤		0.4	0.2	
	にじみ出し、流出		0.8	0.4	
②排水施設	水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透防止		0	0	
	水抜孔有、天端は表面水の浸透しやすい		0.4	0.2	
	水抜孔無、あっても数・寸法が不適当		0.8	0.4	
③高さ	$H \leq 1m$		0	0	
	$1m < H \leq 3m$		0.2	0.1	
	$3m < H \leq 4m$		0.4	0.2	
	$4m < H \leq 5m$		0.6	0.3	
	$5m < H$		0.8	0.4	

① 湧水

・湧水の有無をチェックする。有りの場合、湿潤か、にじみ出し・流出かをチェックする。

② 排水施設

・排水施設の設置状況を天端付近の排水施設と水抜孔の状況により区分した表によりチェックする。

③ 擁壁の高さ

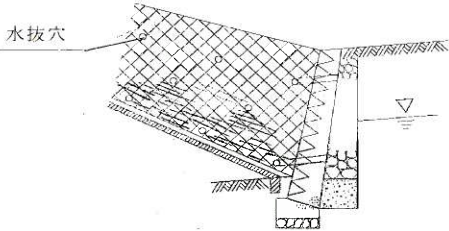
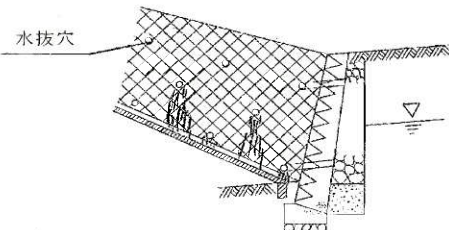
・擁壁の高さ(地上高さ)の最大値が該当する部分の点数を○で囲む。

47

①湧水の状況分類

表3-7 湧水の状況分類表

判定マ-21

分類	内容	模式図
乾燥	擁壁表面が乾いている。	
湿潤	常に擁壁表面が湿っている。 擁壁背後が湿潤状態で目地や水抜穴から湿気が感じられる状態。	
にじみ出し、流出	水がにじみ出し、流出している。 水抜穴はあるが、天端付近で水が浸透しやすい状況にあり、かつ湧水がある場合。	

注) 乾燥状態の場合は、水抜穴の詰まりを確認する。

良い

悪い

48

①湧水の配点と内容

判定マ-21

表3-8 湧水の配点と内容

区分	項目	分類		配点		後背地の湧水の影響で水抜穴の周りがどのような感じか
				A	B	
地盤条件	湧水	乾燥	良い ↑ ↓ 悪い	0	0	表面が乾いている
		湿潤		0.4	0.2	表面が湿っている
		にじみ出し・流出		0.8	0.4	水がにじみ出し、流出している

49

①湧水の状況分類

判定マ-22

表3-9 湧水の着目点

	練石積擁壁	コンクリート擁壁	
			
① 乾燥	擁壁の崩壊の素因となる地下水の排水が良好で、安全な状態である。ただし、水抜穴が閉塞していないか注意する。		

50

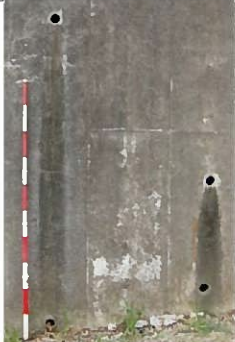
①湧水の状況分類

表3-9 湧水の着目点

② 湿潤	擁壁表面が湿っている	水抜き穴にコケが生育	水抜き穴に草本が生育
			
積石等の間から水がしみ出ている場合は、常に擁壁表面が湿っていると判断する。 水抜き穴に手を入れた際の湿った感触や、コケや草本類の生育状況等から判断する。			

①湧水の状況分類

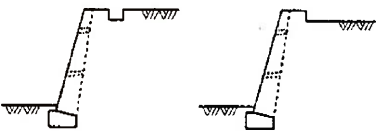
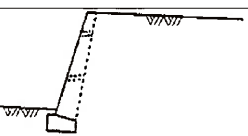
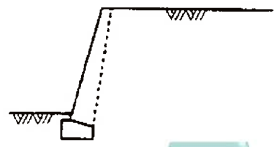
表3-9 湧水の着目点

③ にじみ出し、 流出	水抜き穴から流出	最近水が流出した痕跡	水の流出跡にコケが生育
			
水抜き穴から水が流れ出している場合や、最近流出した痕跡が残っている場合も、水がにじみ出している状態として判断する			

②擁壁の排水施設

手引きー7

表-3 排水施設の設置状況分類表

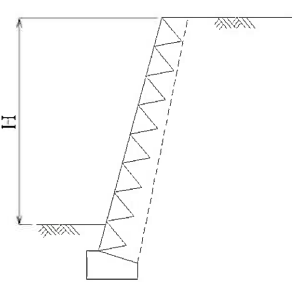
分 類	内 容	模 式 図
(イ)タイプ	水抜孔及び天端排水溝があり天端付近で表面水の地盤への浸透が阻止されている場合。	
(ロ)タイプ	水抜孔はあるが、天端付近で表面水が浸透しやすい状況にある場合	
(ハ)タイプ	水抜孔が設置されていないか、あっても宅地造成等規制法及び都市計画法の基準を満たしていない場合(1ヶ所/3㎡、φ≧75mm)ただし、空積みの場合は対象外とする	

53

③擁壁の高さ

判定マー25

表3-13 擁壁高さの配点

区分	項目	分類	配点		擁壁高さ H
			A	B	
構造諸元	擁壁高さ	$H \leq 1\text{m}$	0	0	
		$1\text{m} < H \leq 3\text{m}$	0.2	0.1	
		$3\text{m} < H \leq 4\text{m}$	0.4	0.2	
		$4\text{m} < H \leq 5\text{m}$	0.6	0.3	
		$5\text{m} < H$	0.8	0.4	

基礎点計

基礎点 = 湧水 + 排水施設等 + 擁壁高さ

54

基礎点の配点

手引き-15

(様式-1) 宅地擁壁 (手引き-15)

種別	基礎点	配点	備考
①湧水	乾燥	0	
	湿潤	0.4	
②排水施設	水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透防止	0	
	水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい	0.4	
	水抜孔無、あっても数・寸法が不適当	0.8	
③高さ	H ≤ 1m	0	
	1m < H ≤ 3m	0.2	
	3m < H ≤ 4m	0.4	
	4m < H ≤ 5m	0.6	
	5m < H	0.8	

拡大

基礎点	①湧水	乾燥	□影響範囲に建物または道路がある	□影響範囲に建物または道路がない(B)	基礎点計 ①+②+③ 
		湿润	0	0	
		にじみ出し、流出	0.4	0.2	
	②排水施設	水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止	0.8	0.4	
		水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい	0	0	
		水抜孔無、あっても数・寸法が不適当	0.4	0.2	
	③高さ	H ≤ 1m	0.8	0.4	
		1m < H ≤ 3m	0	0	
		3m < H ≤ 4m	0.2	0.1	
		4m < H ≤ 5m	0.4	0.2	
5m < H		0.6	0.3		

「①湧水+②排水施設+③擁壁の高さ」の合計値

変状程度の判定と配点

手引き-23

変状程度	小	中	大
1 クラック	25	35	45
2 水平割断	25	35	45
3 傾斜割断・目地の割断	35	45	55
4 傾斜割断・目地の割断	45	55	65
5 傾斜割断・目地の割断	55	65	75
6 傾斜割断・目地の割断	65	75	85
7 傾斜割断・目地の割断	75	85	95
8 傾斜割断・目地の割断	85	95	105
9 傾斜割断・目地の割断	95	105	115
10 傾斜割断・目地の割断	105	115	125
11 傾斜割断・目地の割断	115	125	135

変状程度	小	中	大
1 クラック	25	35	45
2 水平割断	25	35	45
3 傾斜割断・目地の割断	35	45	55
4 傾斜割断・目地の割断	45	55	65
5 傾斜割断・目地の割断	55	65	75
6 傾斜割断・目地の割断	65	75	85
7 傾斜割断・目地の割断	75	85	95
8 傾斜割断・目地の割断	85	95	105
9 傾斜割断・目地の割断	95	105	115
10 傾斜割断・目地の割断	105	115	125
11 傾斜割断・目地の割断	115	125	135

変状程度	小	中	大
1 クラック	25	35	45
2 水平割断	25	35	45
3 傾斜割断・目地の割断	35	45	55
4 傾斜割断・目地の割断	45	55	65
5 傾斜割断・目地の割断	55	65	75
6 傾斜割断・目地の割断	65	75	85
7 傾斜割断・目地の割断	75	85	95
8 傾斜割断・目地の割断	85	95	105
9 傾斜割断・目地の割断	95	105	115
10 傾斜割断・目地の割断	105	115	125
11 傾斜割断・目地の割断	115	125	135

配点表

変状の程度の
概要説明

変状の程度(大・中・小)の概要説明

手引きー23

項目/程度	小	中	大
1 クラック幅	2mm未満のクラックはあるが、機能上の支障なし(コンクリート系擁壁の場合2mm未満)	2mm～20mm未満(コンクリート系擁壁の場合2mm～5mm未満)	20mm以上(コンクリート系擁壁の場合5mm以上)
2 水平移動 (側輪直地前後のずれ)	5mm未満の隙間変化がある。	5mm～50mm未満の隙間変化がある	50mm以上の隙間変化がある
3 不同沈下・目地の開き (目地上下・左右の開き)	5mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。	5mm～50mm未満の目地の上下のずれ又は目地の開きがある。	50mm以上の目地の上下のずれ又は目地の開きがあり、滑動、転倒のおそれがある。
4 ハラミ (デシジョンクラック・ずれ・中抜き)	小規模のハラミ及び中抜き(幅が10cm未満)	宅地地盤でデシジョンクラック無し 10mm未満のおそれ無し	宅地地盤でデシジョンクラック有り 10mm未満のおそれ有り
5 傾斜・倒壊	擁壁が前面地盤に対し垂直以下。(コンクリート系擁壁の場合：天端50mm未満の傾斜)	擁壁が前面地盤に対し垂直以上。(コンクリート系擁壁の場合：天端50mm以上の傾斜)	擁壁が前傾・倒壊してその機能を失っているもの。
6 擁壁の折損 (横・ななめひび割れから起きるもの。はらんでいるが全断絶的でなく、クラックを境に純粋に折れている)	クラックを境にわずかに角度をなしている。 (コンクリート系擁壁の場合クラックを境にわずかに前傾している。)	クラックを境に明らかに角度をなしており、抜けがけあり、裏詰めコンクリートが見える。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前方に傾斜している。)	一見して大であると思われるもの。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前傾している。又は、1mmでも剪断破壊があり後傾している。)
7 崩壊	中根辺りから1か所づつしている。	基礎部を残して滑っている。	機能を果たしていない。
8 張り出しはけ対擁壁の支柱の損傷	支柱にひび割れ入っている。	支柱のコンクリートがはがれて鉄筋が見えている。	支柱の剪断破壊
9 基礎及び基礎地盤の被害	大規模な沈下やクラックが生じている。		
10 排水施設の変状	天端排水溝のずれ、欠損がある。又は、天端背面、側面等にクラックが現れる。	左に加え擁壁のクラック又は目地からの湧水がある。	水抜きの詰まり、破損あり、排水機能が失われている。
11 擁壁背面の水道管等破裂	破裂して水が漏れ出している。		

57

擁壁の変状形態と変状点

手引きー23

区分	項目	小								中								大							
		コンクリート	鉄筋	増設	2段	3段	4段	5段	6段	コンクリート	鉄筋	増設	2段	3段	4段	5段	6段	コンクリート	鉄筋	増設	2段	3段	4段	5段	6段
変状形態と変状点	1 クラック	1	2	3	4	5	6	7	8	2.5	3.5	4	5	6	7	8	9	4	5	6	7	8	9	10	11
	2 水平移動	2	2.5	3.5	4	6	6	6	6	3.5	4	4.5	5	7	7	7	7	5	5.5	6	7	9	9	9	9
	3 不同沈下・目地の開き	3	3.5	4	5	7	7	7	7	4.5	5	6	7	9	9	9	9	6	7	8	9	10	10	10	10
	4 ハラミ		4.5	5	6	8	8	8	8	6	7	8	9	9	9	9	9	8	9	10	10	10	10	10	10
	5 傾斜・倒壊	5	5.5	6	7	8	8	8	8	7	8	8	9	10	10	10	10	8	9	10	10	10	10	10	10
	6 擁壁の折損	6	6.5	7	8	9	9	9	9	7	8	8	9	10	10	10	10	8	9	10	10	10	10	10	10
	7 崩壊		9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	8 張り出しはけ対擁壁の支柱の損傷					7	7	7	7					9	9	9	9								
	9 基礎及び基礎地盤の被害																								
	10 排水施設の変状																								
	11 擁壁背面の水道管等破裂																								
項目/程度		小								中								大							

58

1.練石積クラック

判定マ参考-1

項目／程度	小	中	大
練石積クラック	2mm未満	2mm～20mm未満	20mm以上



59

1.コンクリート系クラック

判定マ参考-1

項目／程度	小	中	大
コンクリート系クラック	2mm未満	2～5mm未満	5mm以上



60

2. 水平移動

判定マ参考-2

項目／程度	小	中	大
水平移動	5mm未満 の隙間(変位)	5mm～50mm の隙間(変位)	50mm以上 の隙間(変位)



伸縮目地の前後のずれで判断

61

3. 不同沈下／目地開き

判定マ参考-3

項目／程度	小	中	大
不同沈下 ／目地開き	5mm未満の 目地の上下ずれ 左右の開き	5mm～50mmの 目地の上下ずれ 左右の開き	50mm以上の 目地の上下ずれ 左右の開き

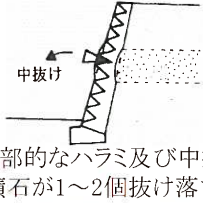
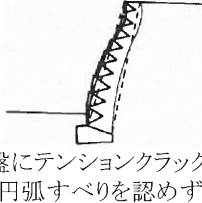
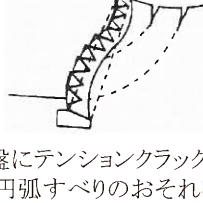


62

4. ハラミ

判定マー28

表3-15(1) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

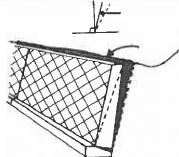
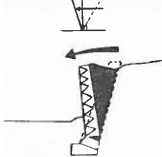
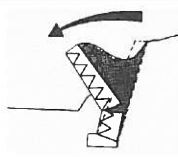
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
ハラミ	 局部的なハラミ及び中抜け (積石が1～2個抜け落ちる)	 宅盤にテンションクラック無し。 円弧すべりを認めず	 宅盤にテンションクラック有り。 円弧すべりのおそれ有り
			

63

5. 前傾・倒壊

判定マー29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

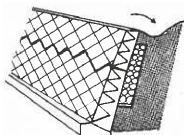
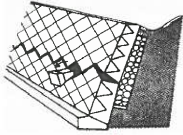
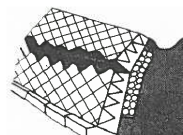
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
前傾・倒壊	 擁壁が正常位置より前傾している。	 擁壁が前面地盤に対し直垂以上に前傾している。	 擁壁が前傾倒壊して、その機能を失っている。
			

64

6-1. 折損(石積み)

判定マー29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

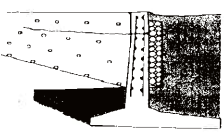
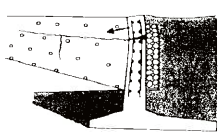
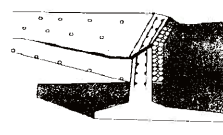
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
擁壁の折損(石積み)	 クラックを境にわずかに後傾している。	 クラックを境に明らかに後傾しており、抜け石があり、裏込めコンクリートが見える。	 基礎部を含めて完全に機能を失っている。
			

65

6-2. 折損(コンクリート)

判定マー29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

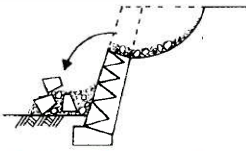
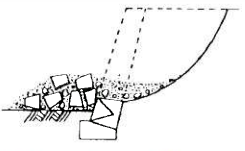
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
擁壁の折損(コンクリート)	 クラックを境に上部がわずかに前傾している。	 クラックを境に折れて前傾している。	 せん断破壊があり、後傾している。

66

7.練積み擁壁の崩壊

判定マー29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

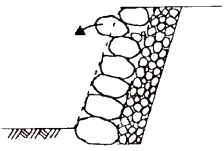
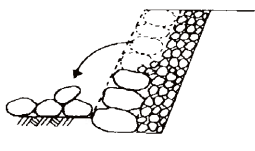
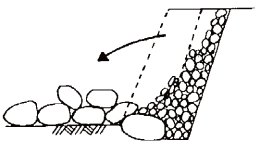
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
崩壊	 上部1/2程度まで滑り崩壊を起こしている。	 基礎部を残して滑り崩壊している。	 基礎部を含めて全て崩壊している。機能を失っている。
			

67

7.空石積擁壁の崩壊・崩落

判定マー29

表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

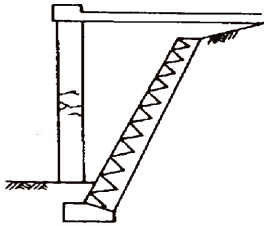
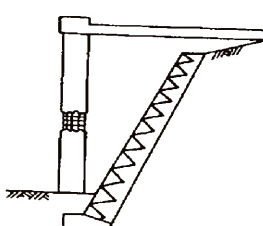
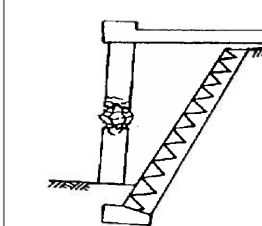
	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
空石積擁壁の崩壊・崩落	 積石がずれている。	 上段の部分が崩壊している	 全体が崩壊している。
			

68

8.張出し床版付擁壁の支柱の損傷

判定マー30

表3-15(3) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
張出し床版付擁壁の支柱の損傷	 支柱にひびが入っている。	 支柱のコンクリートが剥がれて鉄筋が露出している。	 支柱がせん断破壊して鉄筋が座屈している。機能を失い、下部の擁壁も崩壊のおそれがある。

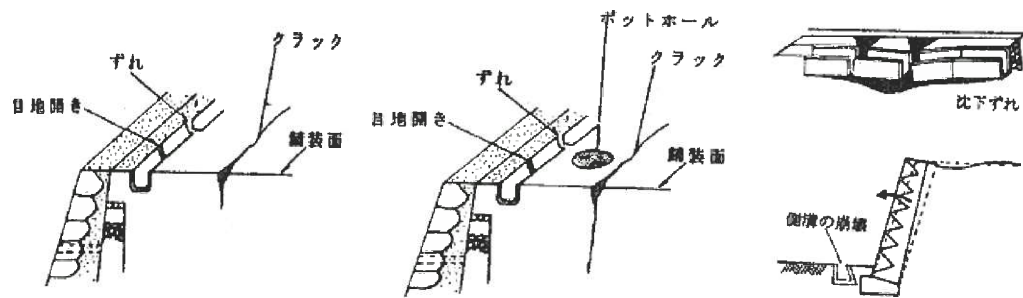
69

9.基礎及び基礎地盤の被害



70

10 排水施設の変状



71

11. 擁壁背面の水道管の破裂



＞破裂して水が 流出している

72

擁壁被害の判定(無被害)

手引き-2 1

被害の判定値 ※基礎点に変状点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・被害点の記載無し		基礎点	+	被害点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害 0 点(防災上問題無し) 小被害: 1~4.5 点未満 (当面は防災上問題無し) 中被害: 4.5 点~8.5 点未満 (制限付き立入、進行していれば避難) 大被害: 8.5 点~(危険、要避難、立入禁止)
				0	
		=		点	
危険度判定		☐ 大	☐ 中	☐ 小	☒ 無
所見(記入者の意見)	緊急	☐ 大	☐ 中	☐ 小	(人命・財産・交通の3点を判定基準とする。)
※無被害の場合は記載無し	拡大の見込み	☐ 有	☐ 無	☐ 判断不可	(備考:)

73

擁壁被害の判定

手引き-2 3

被害の判定値 ※基礎点に変状点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・変状点の記載無し		基礎点	+	変状点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害: 0 点(防災上問題無し) 小被害: 1~4.5 点未満 (当面は防災上問題無し) 中被害 4.5 点~8.5 点未満 (制限付き立入、進行していれば避難) 大被害: 8.5 点~(危険、要避難、立入禁止)
		0.4		8.0	
		=		8.4	点
危険度判定		☐ 大	☒ 中	☐ 小	☐ 無
所見(記入者の意見)	緊急	☒ 大	☐ 中	☐ 小	(人命・財産・交通の3点を判定基準とする。)
※無被害の場合は記載無し	拡大の見込み	☒ 有	☐ 無	☐ 判断不可	(備考:)

「被害程度の判定値」より判定する

74

所見(記入者の意見):緊急度

手引き-3

※ 無被害の場合は記載しなくてよい。

大→すぐに措置しなければならない。

明らかに交通が困難な状況で家屋等個人の財産が崩壊しており、そのまま放っておくと構造物や人命に危険が及びそうな二次的災害が起こり得るもの。

中→ある程度の日数は放置しておくことができる。

やや交通が困難で、家屋等個人の財産に被害が見受けられ、長期間放っておくには危険すぎると思われるもの。

小→ある程度の期間は放置しておくことができる。

交通はさほど困難ではなく、家屋等にもあまり被害は見受けられない。
構造物や人命に対して危険ではないもの。

75

所見(記入者の意見):拡大の見込み

手引き-3

- 「**拡大の見込み**」の有無の判断は、危険度の評価、緊急度及び現場の状況等を総合的に勘案して該当するものをチェックする。
- ここに示す「**拡大の見込み**」は、被害そのものが今後どのようなのか、収束するのか、拡大するのかを考慮し、拡大をする場合の「**拡大の見込み**」として判定士が記入するものである。
- 判定士が記入する拡大の見込みの「有・無・判断不可」については、危険度の評価、緊急度、現場の状況、今後の天候の見込み、余震の継続、被害箇所周辺の施設など、総合的に勘案し「評価」する。

76

特記事項の記入

手引き-26

「平面図」	
「断面図」	
被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有（写真番号 [B-2 ①～⑧] ）
特記事項	キレツや陥没の被害自体は大きいが生住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。

77

PartIV 宅地地盤・のり面調査票

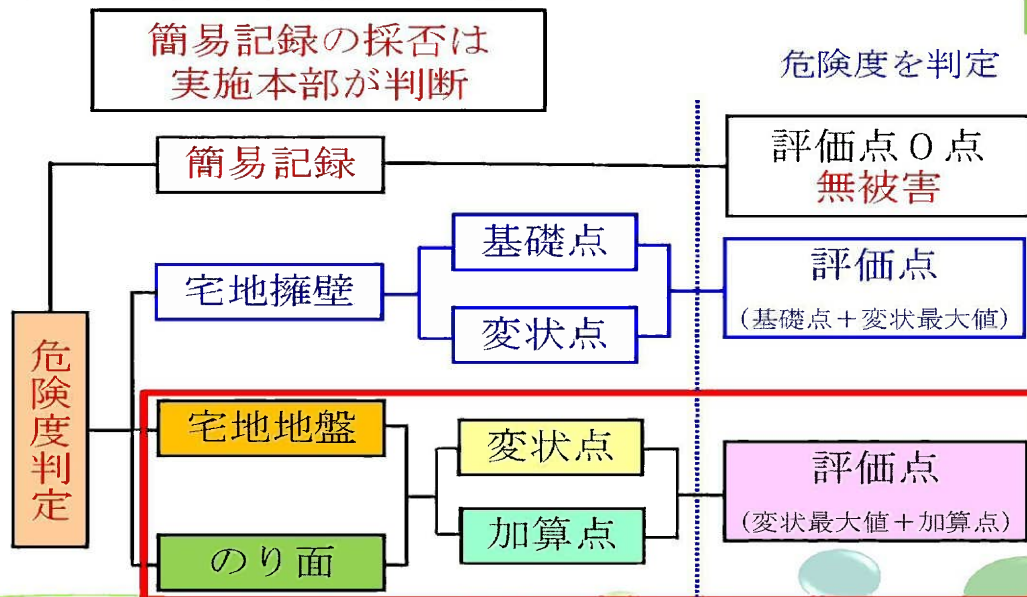


新潟県中越地震の被害

78

3.1 危険度判定の実施

判定マ－ 1 3



79

宅地地盤の危険度評価

(1)宅地地盤の調査・判定の手順

判定マ－ 4 0

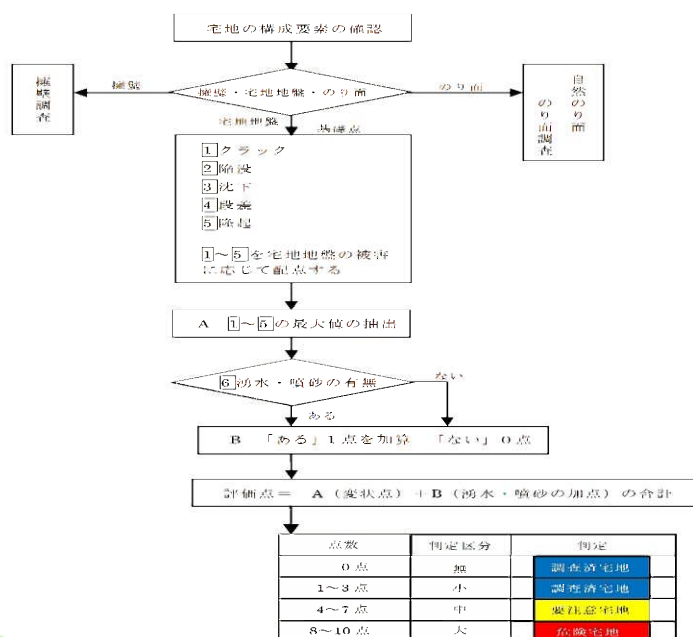


図3-6 宅地地盤の危険度判定のフロー

80

(3) 変状項目 1)宅地地盤のクラック

判定マー43

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点							
項目		小		中		大	
	クラック(幅)	3cm未満	1	3～15cm未満又は複数	3	15cm以上又は全面	5
クラック							
							

81

(3) 変状項目 2)宅地地盤の陥没

判定マー44

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点						
項目	小		中		大	
	陥没(深さ)	20cm未満	2	20～50cm未満	4	50cm以上
宅地陥没						
						

82

(3) 変状項目 3)宅地地盤の沈下

判定マ-45

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点							
項目		小		中		大	
宅地沈下	沈下 (沈下量)	10cm未満	2	10～25cm未満	4	25cm以上	7
							
							

83

(3) 変状項目 3)宅地地盤の段差

判定マ-46

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点							
項目		小		中		大	
宅地段差	段差(段差量)	20cm未満	3	20～50cm未満	5	50cm以上	8
							
							

84

(3) 変状項目

5)宅地地盤の隆起

判定マー47

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点						
項目	小		中		大	
隆起(隆起量・規模)	20cm未満	7	20～50cm未満	8	50cm以上	9
宅地隆起						
						

85

(3) 変状項目

6)宅地地盤の湧水・噴砂

判定マー48

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点	
湧水・噴砂があるところの「最大値」の点数に「1点」加える	
湧水・噴砂	
	
	(a) 液状化の被害 (b) 地震により湧水が出た箇所

86

被災状況図の記入例

手引き-26

< 被災状況図 >					応急措置		□済 □未了			
宅 地 地 盤					の り 面 ・ 自 然 斜 面					
1. クラック	2. 陥没	3. 沈下	4. 段差	5. 隆起	1. クラック	2-1. ハミ	2-2. 盤ぶくれ	3. ガリ浸食	4-1. 滑落	4-2. 崩壊
5. のり面保護工変状					6. 排水施設の変状					

87

被災状況図の記入

手引き-26

約80m 学校 道路 軽微なキレツ 陥没 排水 道路 H=5.0m すべりを起こす危険性有 宅盤キレツ箇所 キレツは大きなもので、W=10m L=10m 陥没の深さ：約30cm 陥没 3m×2m×0.3m=1.8m³ キレツ 3箇所 【平面図】		【断面図】	
被災写真の有無		☐ 無 ☒ 有 写真番号 [B-2 (1)~(8)]	
特記事項			
キレツや陥没の被害自体は大きいが生住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。			

88

宅地地盤の変状形態と変状点

手引き-27

変状形態と配点表						
変状形態のチェック(複数可)	小		中		大	
1 クラック(幅)	3 cm未満	1	3~15cm 未満又は 複数	3	15cm 以上又は全面	5
2 陥没(深さ)	20 cm未満	2	20~50 cm未満	4	50 cm以上	6
3 沈下(沈下量)	10 cm未満	2	10~25 cm未満	4	25 cm以上	7
4 段差(段差量)	20 cm未満	3	20~50 cm未満	5	50 cm以上	8
5 隆起(隆起量)	20 cm未満	7	20~50 cm未満	8	50 cm以上	9
6 湧水、噴砂	□無 ☒ 有→+1点(上の点数に1点加える)					

89

(5) 宅地地盤に伴う被害の判定

手引き-27

被害の判定値 ※基礎に被害点の記入は点数を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・被害点の記載無し	5 点		☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害： 0 点(防災上問題無し) 小被害： 1～3点(当面は防災上問題無し) 中被害： 4～7点(制限付き立入。進行していれば避難) 大被害： 8～10点(危険、要避難、立入禁止)
危険度判定	□大 ☒ 中 □小 □無		
所見記入者の意見 ※無被害の場合は記載無し	緊急度	□大 ☒ 中 □小	(人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)
	拡大の見込	☒ 有 □無 □判断不可	(備考：)

点数	判定区分	判定
0	無	防災上の問題はないと考えられる 調査済宅地
1～3点	小	変状は見られるが当面は防災上の問題はない 調査済宅地
4～7点	中	変状が著しく、当該住宅に立ち入る場合は、時間、 人数を制限するなど十分注意する。また、変状が 進行していれば避難も必要 要注意宅地
8～10点	大	変状等が特に顕著で危険である。避難立入禁止 措置が必要 危険宅地

判定マ-50

90

特記事項の記入

手引き-26

〔平面図〕

陥没の深さ：約30cm

陥没
3m×2m×0.3m=1.8m³
キレツ3箇所

〔断面図〕

被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有（写真番号 [B-2 ①～⑧] ）
特記事項	キレツや陥没の被害自体は大きいが生住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。

91

宅地地盤に関する被害



1. 地盤の沈下
2. 地盤のクラック
3. 地盤の陥没

92

宅地地盤に関する被害



4. 地盤の液状化



5.



6.

5. 地盤の隆起

6. 段差

93

3. 4 宅地のり面等の危険度判定

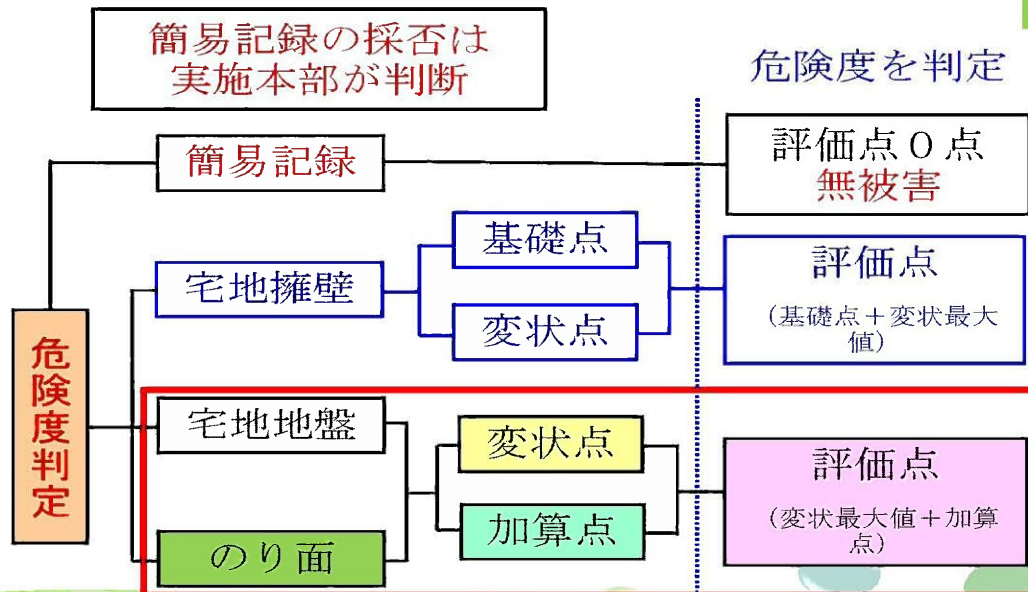


2011年東日本大震災での福島市
あさひ台の被害

94

危険度判定の実施フロー

判定マー13



94

(1) 宅地のり面・自然のり面調査・判定の手順(上)

判定マー52

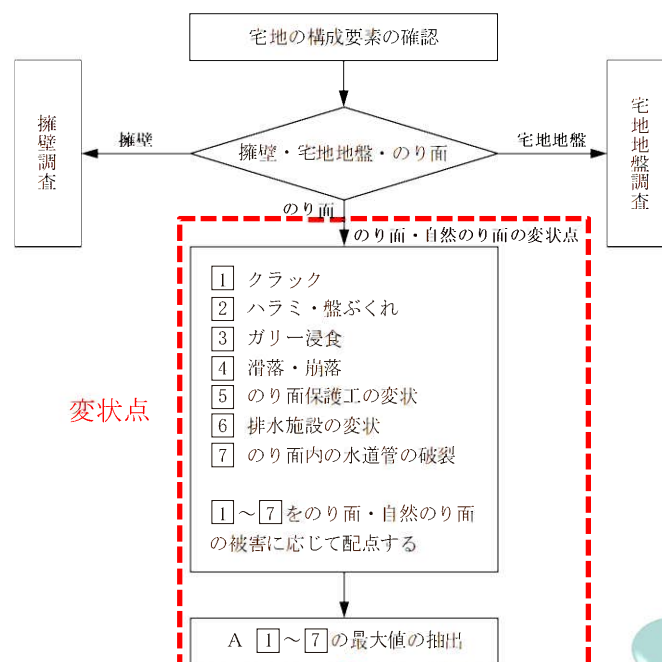


図3-9 宅地のり面・自然のり面の危険度判定のフロー

96

(1) 宅地のり面・自然のり面調査・判定の手順(下)

判定マ-52

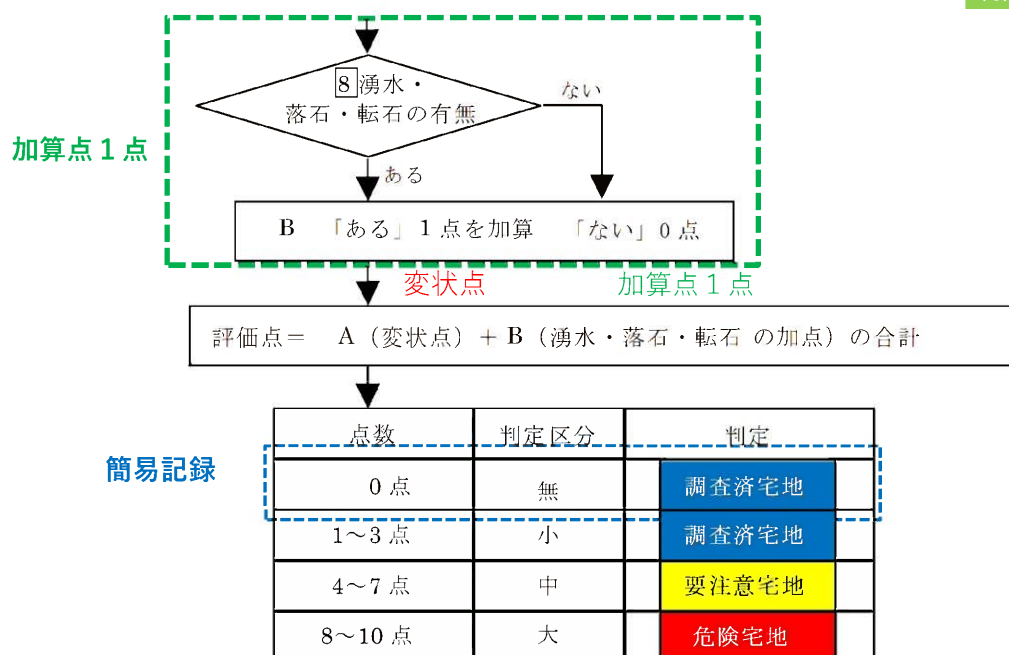


図3-9 宅地のり面・自然のり面の危険度判定のフロー

97

(2) 宅地のり面の基礎的条件

判定マ-53

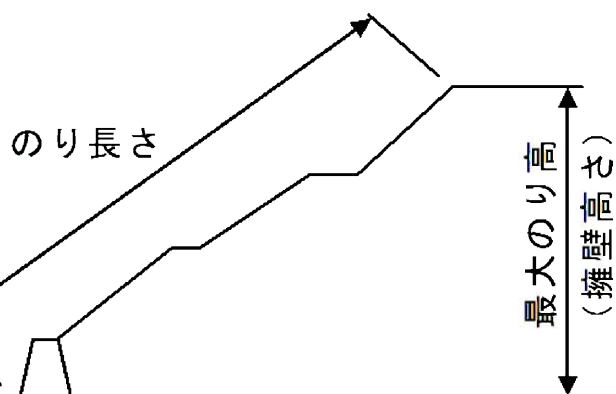


図3-11 宅地のり面高さ・長さ

98

(3) 変状項目
1)のり面のクラック

判定マー54

項目／程度	小	中	大
クラック (幅)	3cm未満又は単数	3～15cm又は複数	15cm以上又は全面
	1	2	3



(3) 変状項目
2)のり面のハラミ・盤ぶくれ

判定マー55

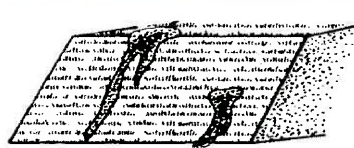
項目／程度	小	中	大
ハラミ・ 盤ぶくれ	10cm未満又は 1宅地ごとの のり面等面積 に対し10%未満	10～30cm未満又は 1宅地ごとの のり面等面積 に対し10～50%	30cm以上又は 1宅地ごとの のり面等に対し50% 以上
	3	4	5



(3) 変状項目
3)ガリー浸食

判定マー56

項目／程度	小	中	大
ガリー浸食	クラックなどが誘因となって雨滴による浸食が現れはじめた段階	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれがあるもの	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態
	6	7	8



深い場合

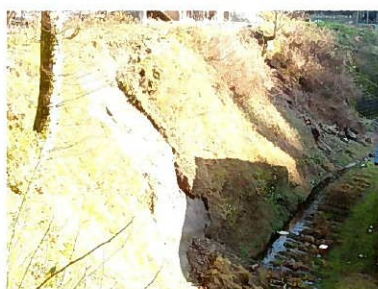


全面的に生じている場合

100

変状項目
3)ガリー浸食

判定マー56



102

(3) 変状項目:4)滑落・崩落

判定マー57

項目／程度	小	中	大
滑落・崩落	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊
	7	8	9

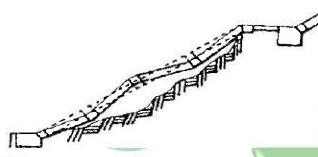
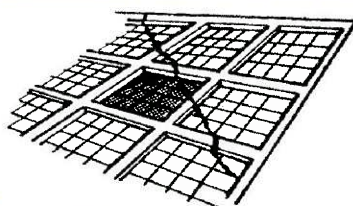
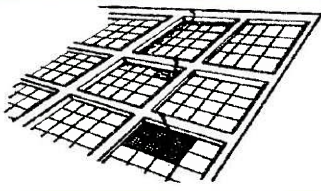


102

(3) 変状項目 5)滑落・崩落

判定マー62

項目／程度	小	中	大
のり面保護工 (のり枠工)	のり枠の間詰め陥没。コンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度	のり枠の部分的な破損。又コンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる	のり枠の浮上り破壊。コンクリート吹付工のラス金鋼が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる
	7	8	9

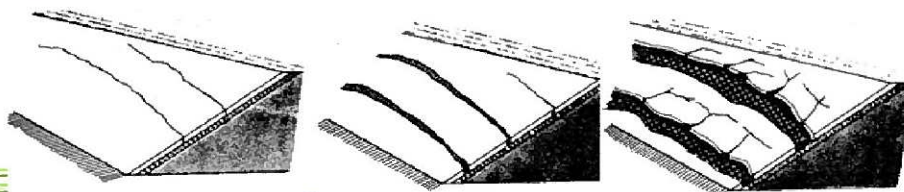


103

(3) 変状項目：5)のり面保護工

判定マー62

項目／程度	小	中	大
のり面保護工 (コンクリート吹付工)	のり枠の間詰め陥没。コンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度	のり枠の部分的な破損。又コンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる	のり枠の浮上り破壊。コンクリート吹付工のラス金鋼が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる
	7	8	9



104

(3) 変状項目：5)のり面保護工

判定マー58



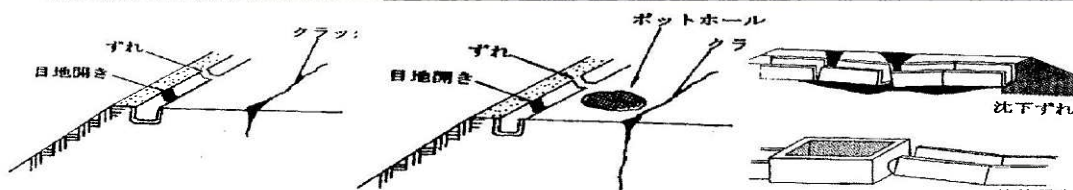
105

(3) 変状項目

6)排水施設の変状

判定マ-59

項目／程度	小	中	大
排水施設 の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている
	3	5	7



106

(3) 変状項目

6)排水施設の変状

判定マ-59



107

(3) 変状項目

7) 水道管破裂/湧水・落石・転石

判定マー59

項目/程度	小	中	大
のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している		
	8		
湧水・落石・転石	湧水・落石・転石の有無を確認する		
	大中小ではなく有無を確認し、1点数を加算		



108

のり面・自然斜面の被災状況図の記入例

手引き-30

<被災状況図>					応急措置				
宅地地盤					のり面・自然斜面				
1. クラック	2. 陥没	3. 沈下	4. 段差	5. 隆起	1. クラック	2-1. ハミ	2-2. 盤ぶくれ	3. ガリ・浸食	4-1. 滑落 表層すべり
5. のり面保護工変状		6. 排水施設の変状							

被災状況図の記入

手引きー30

[平面図] [断面図]

被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有 → 写真番号 [D-2 (1)~(6)]	
特記事項	それほど大きな表層すべりではないが、前方に民家があり斜面にもキレツがあって二次災害のおそれもあるので避難が必要であろう。	

110

のり面・自然斜面の基礎的条件

手引きー31

のり面・自然斜面の基礎的条件									
地盤	のり面 のり面高さ のり面(傾斜) のり面長さ	のり面・自然斜面の基礎的条件		オーバーハング		のり面・自然斜面の基礎的条件		オーバーハング	
		最大高さ (うち傾斜高さ) H m	最大傾斜角 (うち傾斜角) θ 度	排水施設 のり面排水工 有無	傾斜地 有無	のり面・自然斜面の基礎的条件	オーバーハング	のり面・自然斜面の基礎的条件	オーバーハング
1 クラック(亀裂)	3cm未満	1	3~15cm未満又は傾斜	2	15cm以上又は全面	3	15cm以上又は全面	5	
2 陥没(陥没)	20cm未満	2	20~25cm未満	4	25cm以上	6			
3 沈下(沈下)	10cm未満	2	10~25cm未満	4	25cm以上	7			
4 段差(段差)	20cm未満	3	20~30cm未満	5	30cm以上	8			
5 隆起(隆起)	20cm未満	7	20~30cm未満	8	30cm以上				
6 汚水、地砂	☐ 無 ☒ 有 → 1点以上の点数に1点加える								
変形状態のチェック(亀裂)	3cm未満又は傾斜	1	3~15cm未満又は傾斜	2	15cm以上又は全面	3			
1 クラック(亀裂)	3cm未満又は傾斜	1	3~15cm未満又は傾斜	2	15cm以上又は全面	3			
2 ハタキ(剥離)	10cm未満	4	10~20cm未満	1	20cm以上	5			
3 ガリ(浸食)	クラックなどが原因 として陥没による 浸食が現れはじめた 段階。	6	のり面の土が崩壊 に陥没するなど傾斜 している箇所が広 がるおそれがあるもの	7	陥没や陥没にガ リが陥没して陥没 の基礎やのり面等 の下部に浸食を及ぼす ような状態。	8			
4 崩壊(崩壊)	部分的な表層すべり 、又はのり面上部 の小崩壊。	7	表層すべりが進んで えぐり取られたよう な状態。浸食すると 拡大するおそれある もの、又はのり面 中部までの崩壊。	5	全面的なすべり崩壊 で、さらに地盤のお それがあるもの、又 はのり面底部を含む 全面崩壊。	9			
5 のり面保護の状況 (亀裂は除く)	例えば、のり面の 部分の陥没。又はコ ンクリート敷付工に おらずにサンショク クラックが現れるか 敷付工のすべりお それがある程度。	7	例えば、のり面の 部分の陥没。又はコ ンクリート敷付工の クラック部分で陥 没、すべりが見受け られる。	5	例えば、のり面の 部分の陥没。又はコ ンクリート敷付工の クラック部分で陥 没、すべりが見受け られる。	9			
6 排水施設の状況	大雨時水漏れに おそれがある。又は、 大雨時水漏れに おそれがある。	3	大雨に加え、のり面 のクラック、又は地 からの雨水がある。	5	排水溝が破断し下 水道など、排水機能 が失われている。	7			
7 のり面内の水溜り等の状況	確認して水が溜り ている。	3	確認して水が溜り ている。	5	確認して水が溜り ている。	7			
8 汚水、落ち、転り	☐ 無 ☒ 有 → 1点以上の点数に1点加える								
危険度の判定	危険度の判定 危険度の判定 危険度の判定 危険度の判定 危険度の判定 危険度の判定								

112

のり面・自然斜面の基礎的条件

手引きー7

■ のり高

のり面高さの記入(既存資料や実測による)

→ 不可能な場合は目測による

■ のり面勾配

既存資料又は現地測定により、のり面勾配を記入する。

■ のり長さ

のり面の長さを記入する

■ オーバーハング

自然斜面の場合、オーバーハングの有無をチェックする。

113

のり面・自然斜面の変状形態と変状点

手引きー31

のり面・自然斜面	変形状態のチェック(複数可)		小		中		大	
	1	2	3	4	5	6	7	8
	1 クラック(幅)	3 cm未満又は単数	1	3~15 cm未満又は複数	2	15 cm以上又は全面	3	
	2 ハラミ(隆起量)	10 cm未満	3	10~30 cm未満	4	30 cm以上	5	
	3 ガリー浸食	クラックなどが誘因となって雨滴による浸食が現れはじめた段階。	6	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態。	8	
	4 滑落・崩壊	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9	
	5 のり面保護工の変状(植生工は除く)	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のすれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・すれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9	
	6 排水施設の変状	天端排水溝にすれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は日地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7	
	7 のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。						8
	8 湧水、落石・転石	☒ 無 ☐ 有→+1点(上の点数に1点加える)						

114

のり面・自然斜面被害の判定

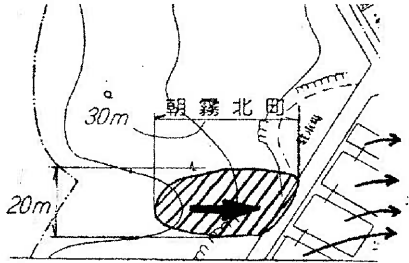
手引き-31

被害の判定値 ※旧基準に変換点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は空欄・被害点の記載無し		8 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害： 0 点(防災上問題無し) 小被害： 1～3 点(当面は防災上問題無し) 中被害： 4～7 点(制限付き立入。進行していれば避難) 大被害： 8～10 点(危険、要避難、立入禁止)
危険度判定		☒ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	
所見記入者の意見 ※無被害の場合は空欄	緊急度	☒ 大 ☐ 中 ☐ 小	(人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)
	拡大の見込	☒ 有 ☐ 無 ☐ 判断不可	(備考：)

115

被災状況図の記入

手引き-30



30m 朝霧北岡 20m 要避難

「平面図」 「断面図」

被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有 写真番号 [D-2 ①～⑥]
特記事項	それほど大きな表層すべりではないが、前方に民家があり斜面にもキレツがあって二次災害のおそれもあるので避難が必要であろう。

115

複合被害の場合

手引き-5

- 擁壁・宅地地盤、擁壁・のり面等の複合被害がある場合は、(様式-1)と(様式-2)の両方の帳票を用いて判定を行う。
- ただし、(様式-1)と(様式-2)のうち共通する部分(例えば「被災状況図」など)と擁壁の危険度判定については(様式-1)に記入し、のり面の危険度判定については、(様式-2)に記入するものとする。

117

大規模盛土滑動崩落

手引き-4

宅地地盤全体に被害が及んでいる場合は、地滑りや地盤の側方流動などが考えられる。このような場合は、調査票に被害が分かる代表断面図等記録し、状況に応じて地滑り、地盤工学等の専門家に支援を受けるべく、災害対策本部に報告する。

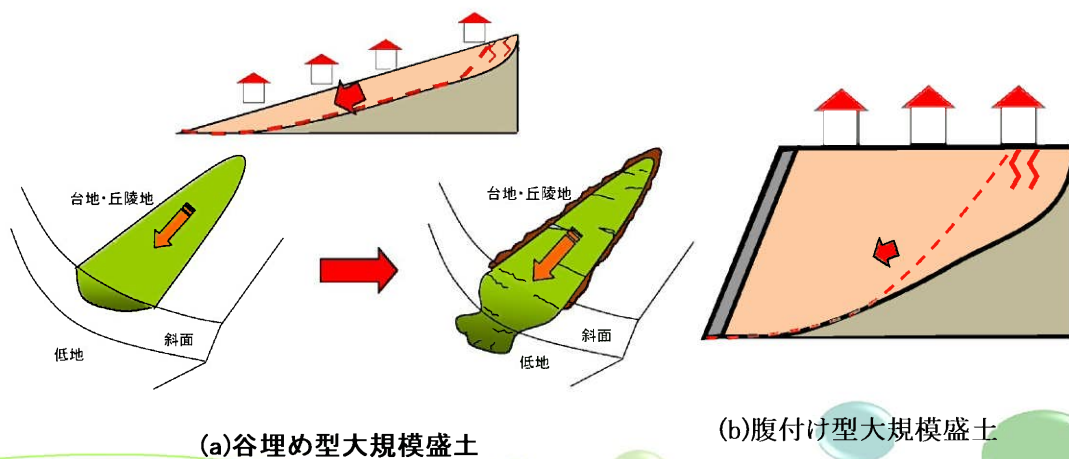


図-1 大規模盛土造成地で発生する滑動崩落

118

宅地地盤全体の被害



(a)のり尻の隆起の事例



(b)のり肩の亀裂の事例



(c)腹付け盛土の崩壊の事例



(d)液状化による側方流動の事例

119

Part V： その他



- 判定ステッカー
- その他



H16新潟県中越地震の被災宅地相談窓口

119

判定活動の一日の流れ

- (1) 指定場所（実施本部等）へ集合
- (2) ミーティング
- (3) 各班毎に現地へ移動
- (4) 判定活動
- (5) 実施本部へ移動
- (6) 判定結果のとりまとめ
- (7) 判定調整員へ報告
- (8) 翌日の判定活動の確認
- (9) 解散

外業

内業

1、実施本部集合、2、ミーティング

- ・注意事項
- ・判定地域の説明
- ・資料配付(判定地域までの地図、住宅地図、判定表、ステッカー、説明用リーフレット等)



被災写真の撮影要領

表2-2 調査における被災写真撮影要領

判定マ-12

1、被写体に関する記事の写し込み(ホワイトボード等)に書き込み)

■必須：災害名称、整理番号、撮影年月日・時間、被災地住所

2、撮影範囲等

一つの被写体について、全景写真、局部写真を各1枚以上

3、撮影に当たっての留意事項

■全景写真：被害の始点と終点がわかるように。

局部写真との位置関係がわかるように。

■局部写真：目立つ建物、構造物等を入れ撮影箇所がわかるように。

ポール、コンベックス等を利用し、被災対象物の長さ、幅、深さ、移動量等がわかるように。

擁壁などの被災は、破損していない部分を入れて撮影。

4、写真の整理は、平面図や調査票と対応できるように。

123

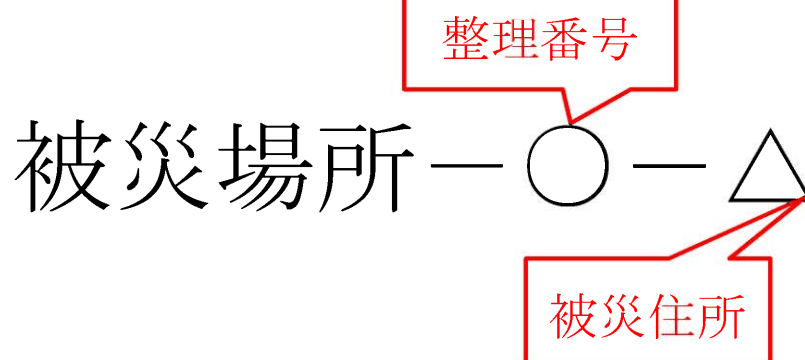
4. 判定活動(役割分担)

役割分担



124

4. 判定活動(ホワイトボードの記載例)



125

4. 判定活動(写真撮影)



126

判定結果のステッカー

被災宅地危険度判定結果	被災宅地危険度判定結果	被災宅地危険度判定結果
危険宅地 UNSAFE	要注意 宅地 LIMITED ENTRY	調査済 宅地 INSPECTED
◆ この宅地に入ると危険です ◆ 立ち入る場合や復旧にあたっては専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています ◆ この判定は宅地に係るもので、建築物の判定ではありません ◆ この判定は「罹災証明」に係る調査ではありません	◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆ 応急的に補強する場合は専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています ◆ この判定は宅地に係るもので、建築物の判定ではありません ◆ この判定は「罹災証明」に係る調査ではありません	◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています ◆ この判定は宅地に係るもので、建築物の判定ではありません ◆ この判定は「罹災証明」に係る調査ではありません
注記： 	注記： 	注記：
調査番号 判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在 (災害対策本部) 電 話 () 宅地危険度判定実施本部	調査番号 判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在 (災害対策本部) 電 話 () 宅地危険度判定実施本部	調査番号 判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在 (災害対策本部) 電 話 () 宅地危険度判定実施本部

127

判定ステッカーによる現地表示例

被災宅地危険度判定結果
危険宅地 UNSAFE
◆ この宅地に入ると危険です ◆ 立ち入る場合や復旧にあたっては専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています ◆ この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません ◆ この判定は「罹災証明」に係る調査ではありません
注記：この宅地は法面が滑って崩壊しそうです。 家の前の庭には大きな亀裂がたくさん入っています。 この宅地に近づかないでください。
調査番号 判定日時 令和2年9月1日 午前 午後 10 時現在 (災害対策本部) 電 話 () 〇〇県 宅地危険度判定実施本部 123-〇〇〇〇

ステッカーには、以下の内容を簡潔に記入する。

- ① 何が危険であるか
- ② 判定日時
- ③ 宅地危険度判定実施本部の連絡先
- ④ 無被害の場合は、「簡易記録」として記載を省略してもよい。

図ー3 危険度判定ステッカーの記入例

128

判定ステッカーによる表示例

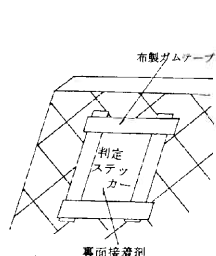


129

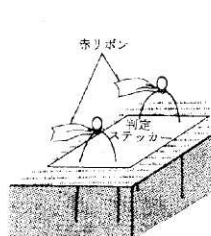
判定ステッカーによる現地表示方法

判定士は、調査票による被災宅地危険度判定結果から被災程度に応じたステッカーで現地表示を行う。ステッカー添付する場所は、その宅地に入出入りする人、その宅地の周辺の人が目につきやすい場所とし、玄関先、塀、擁壁、車庫などにガムテープ、針金など貼り付け、風などで飛ばないようにする。

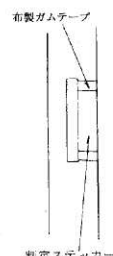
なお、雨が当たりそうな箇所では、ビニールなどで覆うとよい。



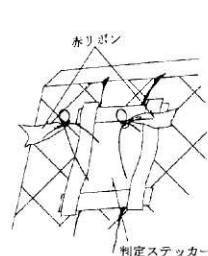
(a) 擁壁の場合



(b) のり面の場合



(c) 電柱の場合



(d) ガムテープの張りつかない石積みの場合
(クラック等の隙間に差込む)

図-4 判定ステッカーによる現地表示方法(例)

6. 判定結果のとりまとめ

判定マ-65

- ・判定票のチェック、図面の補足、写真の整理等



131

7. 判定調整員への報告

判定マ-65

- 判定票、写真、メモした被災状況図等により説明
 - ・判定結果
 - ・被災の状況
 - ・周囲の状況
 - ・今後予想される危険性(拡大の見込み、緊急度)
 - ・応急処置の内容
 - ・住民の方への説明状況



132

ご静聴ありがとうございました

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

